

# 特定非営利活動法人ポラーノ臨時社員総会議事録

1. 開催場所 広島市安佐南区大塚五丁目1番1号  
広島広域公園内 スポ・デリ広島店

1. 開催日時 平成23年12月26日 午後5時

1. 総社員数 151名

1. 出席した社員数 93名 内訳 本人出席 63名  
委任状出席者 30名

## 1. 議長選任の経過

定刻に至り司会者ポラーノ本部 吉原 将人は開会を宣し、本日の社員総会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨を告げ、定款第26条の規定により、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって、理事長 松村公市 が議長に選任された。続いて議長より挨拶の後、議案の審議に入った。

## 1. 議事録署名人選任の件

議長は、議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、満場異議なく賛成があつたので、議長は次の者を議事録署名人に指名し、承認された。

議事録署名人 光益宏二  
同 清水敦之

## 1. 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

### 第1号議案 定款変更の件

議長は、来年度から介護事業を行うにあたり、定款第2条乃至第5条を以下のとおり変更したい旨を詳細に説明し、議場に諮ったところ、満場一致をもって可決決定した。

記

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区鶴見町12番13号に置く。

2 この法人は、従たる事務所を広島県東広島市黒瀬町兼広554番地、広島県尾道市美ノ郷町三成2774番地、広島県呉市広中新開二丁目6番37号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会に対して、住民参加と相互扶助の精神のもと、主として文化及びスポーツ活動を通じ、まちづくりの推進を図る活動を行うとともに、福祉の増進を図る活動を行うことで、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。



- (1) まちづくりの推進を図る活動
  - (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (3) 環境の保全を図る活動
  - (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)
- 第5条 この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。
- (1) 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設に関する調査研究事業
  - (2) 地域の公園緑地、文化及びスポーツ施設を利用する活動を支援する事業
  - (3) 環境保全に関する各種の調査及びコンサルティング事業
  - (4) 文化及びスポーツ施設の運営に関する相談及び支援事業
  - (5) 地域の子ども会活動及び老人グループ活動の支援事業
  - (6) 文化及びスポーツ施設の運営・管理に関する事業
  - (7) 介護保険法に基づく通所介護及び介護予防通所介護事業
  - (8) 前各号に掲げる事業を行うため、関連情報の整備と公開の事業

## 第2号議案 従たる事務所設置の件

議長は、従たる事務所を、本日付をもって、以下のとおり設置した旨を詳細に説明し、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって可決決定した。

従たる事務所番号2

広島県尾道市美ノ郷町三成2774番地

従たる事務所番号3

広島県呉市広中新開二丁目6番37号

## 第3号議案 理事の選任について

議長は、理事を1名増員する必要がある旨を詳細に説明し、その選任方法及び候補者を総会に諮ったところ、満場一致をもって下記の者が選任された。

なお、被選任者は即時就任を承諾した。

広島市安佐南区長東西二丁目33番4-211号

理事 森川 敦子

以上をもって本社員総会の議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣し、午後6時散会した。



上記の議決を明確にするために、本総会議事録を作成し、議長及び議事録署名人が  
次に記名押印する。



平成23年12月26日

特定非営利活動法人ポラーノ 臨時社員総会



議長 松村公市



法人届出印



議事録署名人 光益宏二



認印



同 清水敦之



認印